平成２９年（フ）第３５２７号
大阪府茨木市平田２丁目12番９－304号
債務者　下山　邦子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７１号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番11－405号
債務者　吉岡亜希子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８２号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番11号　ウエストポイント　523号
債務者　盛元　和夫
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６号
香川県綾歌郡綾川町萱原207番地10
債務者　小谷　愛実（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４号
長崎県長崎市京泊２丁目２番９－104号
債務者　北村　広己
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
長崎県長崎市西小島２丁目５番28－203号
債務者　下村　祐二
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
長崎県長崎市滑石６丁目５番17号
債務者　大曲知佐子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
長崎県長崎市宿町216番地１　スカイハイツ37，903号
債務者　金子美和子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
長崎県長崎市東小島町12番５号　エーワン東小島３－Ｅ
債務者　鉢峯　初美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第３３号
札幌市北区新琴似４条５丁目２番２号
破産者　遠藤　行弘
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
（最後の住所）岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根200番地64
破産者　被相続人亡蓮見正の相続財産
相続財産管理人　飯田　　洋
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
静岡県牧之原市静波3976番地の33
破産者　有限会社岡本木工所
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８４号
静岡県三島市幸原町２丁目３番１号　芹澤病院内307号室、住民票上の住所静岡県裾野市茶畑413番地の５　グランシャリオ103　（前住所）静岡県裾野市佐野1051番地の４
破産者　亡青木弘相続財産
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
三重県志摩市志摩町越賀233番地５、前住所三重県志摩市志摩町和具4081番地３
破産者　谷口沙津美
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
神戸市中央区多聞通３丁目３番７号コウベセンタービル
破産者　Ｐｒｉｍｅ　Ｌｉｆｅ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７００号
神戸市須磨区常盤町２丁目１番15号
破産者　有限会社西山商店
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１９号
広島市安芸区中野６丁目９番14号
破産者　有限会社脇木工
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４号
札幌市中央区北４条西25丁目１番３－902号、開始決定時の住所北海道登別市新川町４丁目２番地３さかい宿舎３－404
破産者　神　　泰人
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係